

○伊賀市総合計画審議会条例

平成 17 年 3 月 14 日条例第 1 号

改正

平成 20 年 3 月 26 日条例第 6 号

平成 21 年 12 月 25 日条例第 37 号

平成 22 年 3 月 30 日条例第 2 号

平成 24 年 3 月 1 日条例第 5 号

平成 25 年 3 月 14 日条例第 12 号

伊賀市総合計画審議会条例

(設置)

第 1 条 本市の総合計画に関し、必要な事項を調査審議するため、伊賀市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査及び審議し、その結果を市長に答申する。

(1) 総合計画の策定に関すること。

(2) 前号に定めるもののほか、総合計画に関し市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要があると認めるときは、前項の事項に関し自ら調査審議して市長に意見を具申することかできる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公共的団体等の代表者

(2) 市民からの一般公募による者

(3) 学識経験を有する者

(4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から第 2 条に規定する市長の諮問事項に係る調査審議が終了する日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げるところによりその職をもって委嘱された委員の任期は、委員として委嘱を受けるべき職にある期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 審議会は、審議事項について特に必要がある場合、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画財政部企画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月26日条例第6号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月25日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月30日条例第2号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月1日条例第5号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月14日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。